

議案第 85 号

東京都板橋区情報公開条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 28 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区情報公開条例の一部を改正する条例

東京都板橋区情報公開条例（平成 12 年板橋区条例第 1 号）の一部を
次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「条例」の次に「（以下「法令等」という。）」
を加え、同項第 2 号アからウまで以外の部分を次のように改める。

- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

第 6 条第 1 項第 2 号ウ中「公務員（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員をいう。）」を「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号ハに規定する公務員等」に、「公務員の職及び当該職務執行」を「公務員等の職及び当該職務遂行」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

- (2)の 2 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第
60 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第 4 項に規

定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第6条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

第6条第1項第4号を削り、同項第5号中「並びに国及び地方公共団体」を「、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号アからエまで以外の部分中「又は国若しくは他の地方公共団体」を「、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、「その他」の次に「当該事務又は事業の性質上、」を加え、「執行」を「遂行」に改め、同号ア中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改め、同号イ中

「国又は地方公共団体」を「実施機関、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人」に改め、同号ウ中「執行」を「遂行」に改め、同号に次のように加える。

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

カ 実施機関が公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

キ 実施機関が公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

第6条第1項第6号を同項第5号とする。

付 則

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条第1項の規定は、施行日以後にされた請求（東京都板橋区情報公開条例第9条第1項の規定による請求をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前にされた請求については、なお従前の例による。

（提案理由）

個人情報保護に関する法律の改正等に伴い、公文書の非公開情報に係る規定を改める必要がある。